

掛川市告示第52号

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）第10条第2項第1号の規定に基づき、次のとおり掛川市排水設備指定工事店の指定の効力を停止する。

令和元年10月30日

掛川市長 松 井 三 郎

1 指定工事店の住所、名称及び代表者名

掛川市高田22番地の2

有限会社宮崎設備工業

代表取締役 宮崎英雄

2 効力停止の理由

次に掲げる規定に違反したため

(1) 掛川市戸別浄化槽条例（平成17年掛川市条例第101号）第17条及び第18条の規定

(2) 掛川市排水設備指定工事店条例第6条第2項第6号の規定

3 効力停止期間

令和元年10月30日から令和元年11月29日まで